

徳島県食品表示適正化基本計画（案）

平成29年度改定

徳島県危機管理部

消費者くらし安全局安全衛生課

I 計画の基本的な事項

1 計画改定の趣旨

徳島県では、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産と振興を図るため、平成27年3月に、徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年徳島県条例第4号。以下「条例」という。）を制定し、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法律」という。）と一体的に運用するとともに、食品表示の適正化に関する中期的な施策の目標や具体的な取組を示した「徳島県食品表示適正化基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づき、食品表示の適正化に関する施策の計画的かつ効果的な推進に取り組んできました。

一方、東京一極集中の是正と地方創生に資することを目的とした政府関係機関移転基本方針（平成28年3月まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、平成28年7月、本県で消費者庁等の業務試験が行われ、その結果を踏まえ、「消費者行政新未来創造オフィス」（以下「消費者庁オフィス」という。）が本年7月に設置され、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とすることとされました。

消費者庁オフィスでは、食の安全安心に関する項目をはじめとして、分析・研究・実証実験等の各種プロジェクト（「消費者行政新未来創造プロジェクト」という。）が集中的に実施され、その取組は、本県における消費者庁オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行とも位置づけられており、3年後を目途に検証・見直しを行って結論を得るとされました。

このことは、本県を実証フィールドとして活用することで、食品表示の適正化を含めた食の安全安心に関する本県の先駆的な取組が全国展開される地方モデルプロジェクトの始動であるとともに、消費者庁の全面移転に繋がるものと期待されているところであります。

このため、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進し、県民の健康保護と食に対する信頼確立を図るとともに、消費者庁オフィスと協働しながら、本県の先駆的な取組を更に強化していくため、計画を改定することとしました。

2 計画の位置づけ

食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するため、次に掲げる事項を計画の柱として位置づけるとともに、関係法令等との整合性を図りつつ、食品表示適正化に向けた実効性ある施策の効率的かつ計画的な推進を図ります。

また、本計画の推進に当たっては、食品表示に係る国や県内の動向を注視するとともに、社会・経済の様々な情勢の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図ります。

- (1) 食品表示の適正化に関する施策の実施のための基本的な事項
- (2) 食品関連事業者等が行う食品表示の適正化についての基本的な事項
- (3) 消費者の食に関する知識の習得及び深化のための基本的な事項
- (4) 消費者行政新未来創造プロジェクトの実施に関する事項
- (5) その他、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 計画の基本理念

食品表示適正化の推進においては、次に掲げる基本理念に則り施策を推進します。

- (1) 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識
- (2) 消費者に信頼される県産食品の生産を振興し、とくしまブランドの発展に寄与
- (3) 県、食品関連事業者等及び県民の相互理解
- (4) 消費者、食品関連事業者等及び県の情報共有と協力
- (5) 科学的知見の活用の促進
- (6) 食品の製造から消費に至る各段階における業務の透明性確保

4 計画の期間

計画の期間は、これまで「新未来『創造』とくしま行動計画（行動計画編）」期間との整合性を勘案し、平成28年度から30年度までの3年間としていましたが、消費者行政新未来創造プロジェクト実施期間との整合性を勘案し、平成29年度から31年度までの3年間とします。

5 計画の点検・評価・改善

計画の効果的な推進にあたっては、計画に基づく各種施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理においては、食の安全安心審議会に諮り、PDCAサイクル^{*1}の考え方にに基づき、適切な点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行い、県ホームページにおいて公表します。

II 基本計画の推進体制

1 リスクコミュニケーション^{*2}の推進

消費者庁、県、食品関連事業者等、消費者が、各々の責務や役割を認識のもと、相互の連携と協働により、総合的に施策の推進を図ることが重要であることから、食品関連事業者等への適正表示やコンプライアンス意識等についての研修、販売現場における食品表示についての総合的な指導・啓発を進めるとともに、表示に関する質問や討論の場を設定するなどし、リスクコミュニケーションを推進することで、情報共有と相互理解による信頼構築を促進します。

2 食品表示の監視指導体制の強化

食品の表示については、品質事項^{*3}・衛生事項^{*4}・保健事項^{*5}に細分化されていますが、安全衛生課の「とくしま食品表示Gメン^{*6}」（以下「Gメン」という。）を中心に、品質事項については各県民局のGメン、衛生事項及び保健事項については各保健所のGメンと連携を図り、食品表示について監視活動や調査を積極的に行い、食品表示の適正化を推進します。

また、一般の消費者から「食品表示ウォッチャー^{*7}」を任命し、県下全域で消費者目線による小売店等市場における食品表示の状況に関する情報収集を実施するとともに、地域における食品表示の適正化をより一層推進するため、市町村及び消費者団体との連携を強化します。

Ⅲ 重点項目

基本理念の実現のため、次の重点項目を設定します。

1 食品関連事業者等における自主管理体制の強化

農林水産物の生産から食品の製造・加工，流通，販売に至る一連のフードチェーンの各段階で食品履歴の「見える化」を推進するなど，食品関連事業者等における自主管理体制を強化し，県産食品全体への信頼度の向上と，とくしまブランドの更なる飛躍を図ります。

2 食品関連事業者等と消費者との相互理解の促進

食品表示に関する正しい知識が根ざす生活環境の実現のために，食品関連事業者等自らの情報発信を促進し，食品関連事業者等と消費者それぞれの，食品表示に関する情報の共有・相互理解を図ることにより，信頼関係の構築を促進します。

3 消費者における「食の知^{*8}」の向上

食の安全安心に係る様々な事象に対して，最新の知見と正しい知識に基づく確かな判断の下に，適切な消費行動を実践できるよう消費者教育を推進し，全国に誇れる豊かな食文化の創造を目指します。

また，食に関する正しい情報を機会あるごとに発信し，消費者の「食の知」の向上を図ります。

4 食品表示相談体制の強化

相談・情報受付の総合窓口として一元化した「適正表示相談窓口^{*9}」の充実強化を図るとともに，各県民局を身近な相談窓口とし，県民への利便性の向上を図ります。

5 産地偽装防止対策の強化

産地偽装の根絶を目指すために，食品表示の根拠となる仕入関係書類等の確認のほか，科学的産地判別分析手法を抑止力として活用するなど，県による監視指導を強化します。

IV 具体的取組み

基本理念および重点項目に設定された内容に基づき、効果的に施策を推進します。

1 食品表示の適正化に関する施策

(1) 普及啓発

食品関連事業者等に対し、食品表示に関する知識の普及を図るとともに、その重要性について理解を深めるため、きめ細やかな啓発指導を行います。

特に、食品表示法においては新たに栄養成分表示が義務化され、機能性表示食品制度が創設されたことから、新制度への対応が適切に行えるよう、相談体制を強化するなどあらゆる機会を通じて制度の周知・指導に努めます。

消費者に対しては、フォーラムや幅広い世代を対象としたゼミナールや出前講座等を積極的に開催し、食品表示に関する正しい知識の普及と食の知の向上を図ります。

また、県民の健康保護の観点から、アレルゲン表示、保存方法と消費期限など、食品表示が持つ本来の意味や、これにより伝達される情報の重要性について、消費者や食品関連事業者等に対し周知を行うとともに、機会あるごとに啓発を行います。

(2) 人材の育成

食品関連事業者における食品表示責任者のスキルアップを行うため、食品表示責任者養成研修を県下各地で開催するとともに、事業者自らが消費者との自主的な交流や情報発信を行えるよう、事業者内の中心的役割を担う人材を育成します。

また、県内各地で地域に根ざした活動を行う「食品表示ウォッチャー」や「消費生活コーディネーター^{*10}」などに対し、食品に関する最新の知見に基づく情報を伝達することにより、食に関する正しい知識の普及を図る人材を育成します。

さらに、食品表示ウォッチャーについては、次世代の人材育成と食品表示状況の幅広い情報収集を目的として、これまでの一般の消費者に加えて、高校生、大学生、子育て世代の消費者など若い世代への拡充を図ることとし、人員体制についてもその倍増を目指します。

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品表示のあり方等について、食品関連事業者等や消費者、有識者、行政機関などによるリスクコミュニケーションを推進し、情報共有と相互理解を図るとともに、消費者との自主的な交流を通じた信頼関係の構築を促進します。

このため、これまでのフォーラムやゼミナール等の開催に加えて、事業者発信型や体験型のリスクコミュニケーション、さらには子育て世代を対象とした食の安全安心ミーティングなどを開催し、多様な関係者を通じたリスクコミュニケーション推進体制の構築を推進します。

さらに、消費者庁と連携して健康食品など近年重要になっている分野に関するリスクコミュニケーションを実施します。

(4) 食の安全安心情報ポータルサイトの活用

県民の食品表示に対する理解を深めるために、食品表示に係る情報の収集に努めるとともに、ポータルサイトを充実強化し、積極的に食に関する正しい情報の発信を行います。

(5) 相談体制の充実強化

食品表示に関する指導や相談業務を効果的に実施するため、食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」におけるワンストップでの対応に努めるとともに、さらにその充実強化を図るため、新たに、栄養成分表示や健康食品に関する相談を受け付ける「栄養表示相談窓口^{※11}」を設置し、消費者や食品関連事業者等への利便性の向上を図り、表示の適正化を促進します。

相談支援窓口である県民局においても、相談者の利便性の向上を図るため、地域に密着した相談体制を構築するとともに、必要に応じて配備されたタブレットPC^{※12}を活用し、安全衛生課担当職員との映像による迅速かつ適切な相談対応を行います。

(6) 監視指導体制等の充実

県内外における食品表示の効率的かつ効果的な監視指導を行うため、活動計画に基づく巡回監視を行うとともに、人員体制についても、安全衛生課、各県民局、各保健所はもとより、農林水産部や商工労働部、さらには、東京本部や大阪本部等の職員をGメンとして適宜、任命し、スキルアップ、情報共有とともに、緊密な連携を図ってまいります。

また、産地偽装等の抑止力として、科学的産地判別試験や品種分析技術の活用を図り、検査数・内容を充実させるとともに、県外に流通する県産物表示食品も科学的産地判別試験の対象とすることで、東京・大阪両本部のGメンと連携して県外へも監視の目を光らせます。

さらに、市町村や消費者団体と連携し、地域に根ざした食品表示の適正化の推進やGメンの監視活動の支援を担う「食品表示適正化推進員」（市町村版・消費者団体版Gメン）制度を創設します。

(7) 国等関係機関との連携

食品表示の不適正事案の解決に迅速に対処するため、国や関係機関と連携し、食品表示に関する最新の情報を速やかに収集します。

また、地方公共団体、消費者または食品関連事業者等が組織する団体等との情報共有、意見交換その他の連携に努めます。

2 食品関連事業者等が行う食品表示適正化

食品関連事業者等の責務の履行や取組みを支援し、消費者に信頼される県産食品等の、生産と供給の振興に努めます。

(1) 自主管理体制の構築

①自主的な県産食品の認証の支援

食品関連事業者又は飲食店営業者が組織する団体が、自主的な徳島県産品の食品表示に関する認証を行う体制を構築するために必要なノウハウの提供、相談対応等を行うとともに、人材育成等の支援を行います。

②食品関連事業者及び飲食店営業者の認定

事業者からの申請に基づき、事業者自らの食品表示適正化に関する取組の中で、表示の根拠となる帳簿書類の整備の状況、消費者に対する情報提供の状況等に関し、県が別に定める基準に適合すると認めるときは、食品表示の適正化

に積極的に取り組んでいるものとして認定し、認定証を交付するとともに、県のホームページにて公表します。

③ 顕彰の実施

認定された食品関連事業者及び飲食店事業者の中で、特に優れた取り組みをしたものを顕彰し、今後、食品表示の適正化等に取り組もうとする事業者において先導的な役割を担う人材を確保します。

④ 食品トレーサビリティ^{※13}の導入促進

県産物表示食品については、産地表示の信頼性の確保や当該表示の根拠資料等の保存義務化など、食品製造流通過程の「見える化」による食品トレーサビリティの導入を促進します。

(2) 食品関連事業者等自らの情報発信の促進

① 県産食品等の信頼性の確保とブランド化

食品製造流通過程の「見える化」を促進し、県産食品等のより一層の信頼性向上を図ります。また、これら食品関連事業者等の取組を県内外へ積極的にアピールするため、事業者自らの情報発信を促進し、県産食品等の認知度向上とブランド化を推進します。

② 原産地に関する情報提供の充実

消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するため、食品を消費者に販売又は提供する際に、法令により表示義務がない食品や飲食店メニューにおいて、原産地に関する情報の提供を推進します。

3 消費者の食に関する知識の習得と深化

将来の徳島を見据え、「食の安全安心先進県とくしま」として、県民の「食の知」を高めるため、リスクコミュニケーションやフォーラムの開催に加え、これらへの参加が困難な人々に対して、出前講座等を実施するなど、学習機会のバリエーションを充実させることにより、正しい知識をもとに、適切な消費行動を推進できる人材を育成するとともに、自立した賢い消費生活の実践を推進します。

4 消費者行政新未来創造プロジェクトの実施

消費者庁オフィスでは、本県を実証フィールドとして消費者行政新未来創造プロジェクトが実施されますが、当面の食の安全安心に関する項目として、食品のリスクコミュニケーションの効果測定と分析、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育の効果測定・分析が予定されています。

これら取組については、その実施状況や効果等についても消費者庁オフィスと協働して検証・分析を実施し、分析に基づく効果的な実施方法等を検討することで、本県モデルの全国展開を図るとともに、消費者庁オフィスに対して新たなプロジェクトの企画・立案などを提案していきます。

5 その他食品表示適正化の計画的な推進に必要な事項

(1) 食品表示適正化単年度計画の策定

本県の食品表示適正化に向けた取組を具体化し，計画的かつ着実に実行へ移すため，「単年度計画」を別に定めます。

(2) 関係者等との連携

行政（県・市町村），消費者，食品関連事業者等が，相互の役割分担と協働のもと，本県における食品表示の適正化を効果的に推進します。

V 活動指標（平成31年度末数値目標）

取組施策の効果検証と評価を行うための指標として活動指標（数値目標）を設定する。

- (1) 食に関する正しい知識の普及に関するイベント等参加者数 1,800人
（リスクコミュニケーション、フォーラム等）
平成29から31年度 600人/年 × 3年
- (2) 食品表示関連講習等参加者数 600人
（食品表示責任者養成研修等）
平成29から31年度 3年間で 600人 （平成29年度は300人）
- (3) 栄養表示相談窓口の設置 設置, 推進
- (4) 食品関連事業者等認定数 30件
平成29から31年度 10件/年 × 3年
- (5) 食品表示Gメンによる立入調査・検査件数 9,600件
平成29から31年度 3,200件/年 × 3年
- (6) 食品偽装等の抑止力となる科学的産地等判別件数 495件
平成29から31年度 165件/年 × 3年
- (7) 食品表示適正化推進員制度の創設 創設, 推進
- (8) 食品表示ウォッチャーの数 160人 （平成28年度末時点80人）
- (9) 食品表示適正化「徳島モデル」の全国展開 推進

<用語説明>

※1 P D C Aサイクル

行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方で、P l a n（立案・計画）→ D o（実行）→ C h e c k（検証・評価）→ A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を行う。

※2 リスクコミュニケーション

リスク対象やそれへの対応について、関係者間が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のこと。

※3 品質事項

旧 J A S法に由来する名称、原材料名、原産地等、規格品質に関する事項。

※4 衛生事項

食品衛生法に由来する保存方法、添加物、アレルギー、期限表示、製造所等、食品安全の確保に関する事項。

※5 保健事項

健康増進法に由来する栄養成分表示、特定保健用食品や機能性表示食品等、健康の増進に関する事項。

※6 とくしま食品表示Gメン

徳島県食品表示の適正化等に関する条例第21条において、当該条例及び食品表示法、景品表示法に係る立入検査や食品表示の適正な実施を確保するための指導、相談を行う職員として位置づけられている。

※7 食品表示ウォッチャー

消費者の立場で日常的な生活の中で食品表示のモニタリングを行うことで、食品表示への関心を高めるとともに、食品表示基準等に違反している疑いがある商品の情報を県に報告して頂くなど、消費者目線での監視活動を担う方のことで、県が任命する。

※8 食の知

食品の安全性等について科学的な根拠に基づく知識や情報を習得し、自ら判断する能力のこと。

※9 適正表示相談窓口

食品の表示や安全性について、消費者や事業者の疑問や不安に応えるとともに、食品表示に係る情報提供を受け付ける、安全衛生課に設置された総合窓口のこと。

TEL 088-621-2110 受付時間 平日9時から17時

※10 消費生活コーディネーター

くらしのサポーターの活動支援，各種啓発行事の企画・運営など，専門的な知見を活かした活動を行う者をいい，一定の基準を満たした方について知事が認定する。

※11 栄養表示相談窓口

栄養成分表示や健康食品の表示制度等について，消費者や食品関連事業者の問い合わせ等に応える相談窓口のことで，安全衛生課と保健所に設置。

TEL 088-621-2110 受付時間 平日9時から17時

※12 タブレットPC

平板状の外形を備え，タッチパネル式などの表示・入力部を持った携帯可能なパーソナルコンピュータのこと。

※13 食品トレーサビリティ

生産，加工および流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて，食品の移動を把握できること。